

今治市からのご提案について

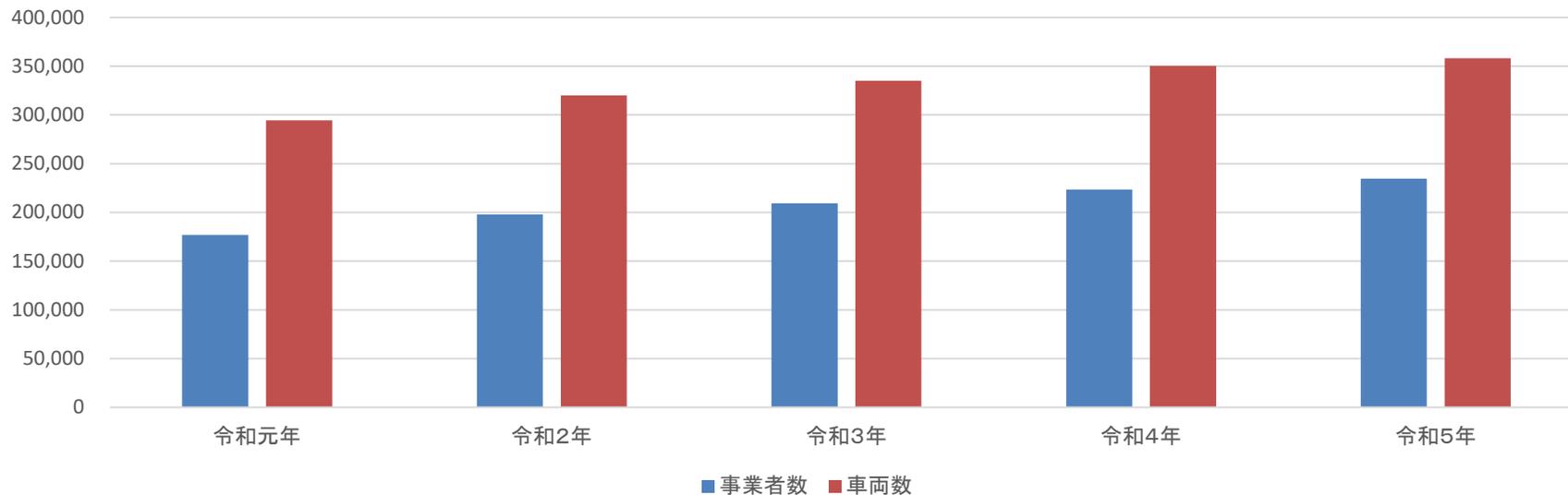
2025年8月
物流・自動車局
貨物流通事業課

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の規制の対象

車格ごとの規制の違い

~125CC以下	125CC超~660CC以下	660CC超~
<p>〈徒歩〉 〈自転車〉 〈原動付自転車〉</p>	<p>〈二輪自動車〉 〈軽自動車〉</p>	<p>〈トラック〉</p>
<p>規制の対象外</p> <p>※活動範囲や輸送能力が限定的であり、「営業の自由」による利益等に比して、社会・経済活動全体に与える影響が軽微である。</p>	<p>貨物軽自動車運送事業 届出制</p>	<p>一般貨物自動車運送事業 許可制 (不特定多数の者の需要に対応)</p> <p>特定貨物自動車運送事業 許可制 (特定の者の需要に対応)</p>

事業者及び車両の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業者数	176,859	197,788	209,250	223,304	234,625
車両数	294,312	319,854	334,874	350,191	358,173

(1) 関係書類の届出

運輸支局

- ① **経営届出書**の提出（車両 1 台から可）
 - ・事業開始予定日 ・事業者名/住所 ・営業所の位置 ・事業用自動車の種類と数
 - ・自動車車庫の位置/収容能力 ・運転者の休憩等施設の位置/収容能力 等
- ② **運賃料金設定届出書**（運賃料金表を添付）
- ③ 使用しようとする自動車の**車検証の写し**を提示（新車の場合は完成検査証の写し）

(2) 事業用ナンバープレート等の発行

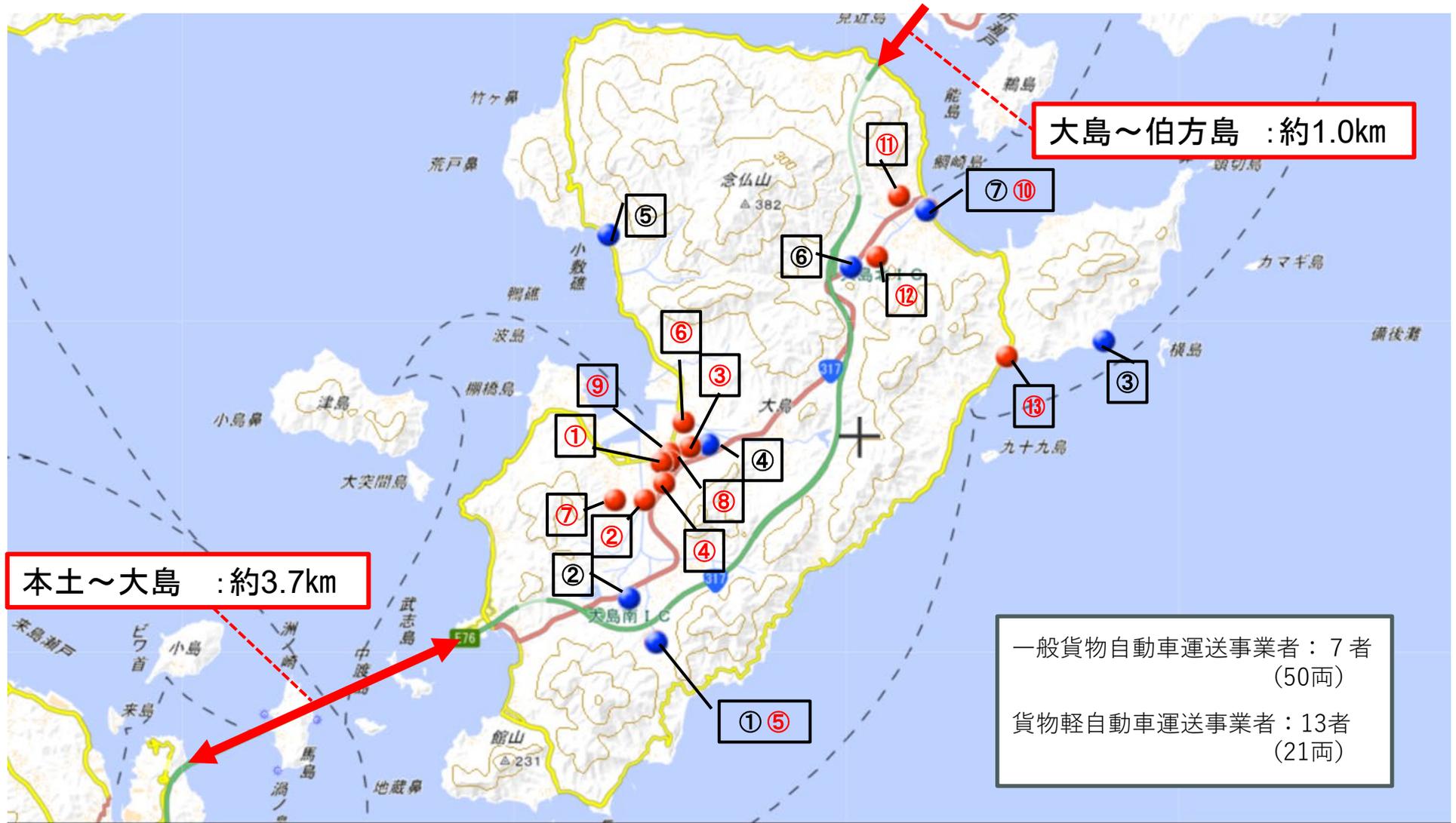
営業所を管轄する**軽自動車検査協会**で、**事業用の車検証**の発行と**ナンバープレート**発行の手続き

(3) 貨物軽自動車安全管理者の選任等の手続き

運輸支局

- ① **安全管理者講習**を受講（eラーニング／ 5時間、¥ 3,700）
- ② 営業所ごとに安全管理者を**選任**
- ③ 選任後、安全管理者の**選任の届出**

大島における事業者分布状況



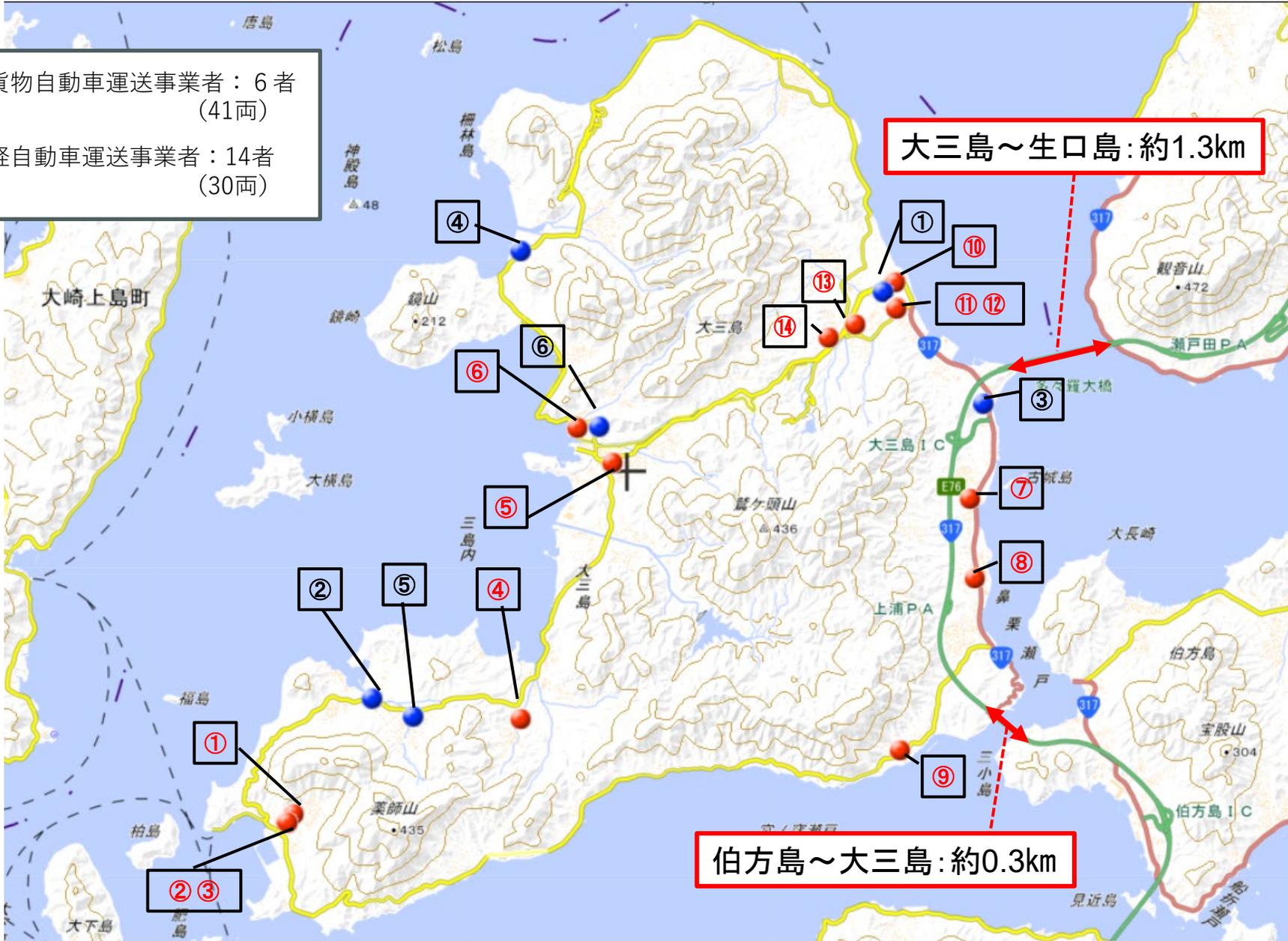
伯方島における事業者分布状況



一般貨物自動車運送事業者：6者
(41両)
貨物軽自動車運送事業者：14者
(30両)

大三島～生口島：約1.3km

伯方島～大三島：約0.3km



関前諸島における事業者分布状況



貨物軽自動車運送事業者：2者
(2両)

関係島間の位置関係



概要

- 需要の季節変動や荷主都合等によって輸送需要が増大し、各トラック運送事業者が保有する**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となる時期**において、当該事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車の活用を特例的に許可**（道路運送法第78条第3号に基づく自家用有償運送）。
- 制度開始当初は、特例を認める時期を**年末年始・夏季等の一部期間に限定していた**が、その後の事業者からのニーズ等を踏まえ、**令和6年3月から特例の対象期間を通年化**。

① 許可の期間

1年間のうち**1両あたり最大90日**の稼働日を任意で選択



② 許可の申請方法

トラック事業者を経由した申請（代理申請）に限る



③ 許可の台数

有償運送に使用可能な**自家用車の台数**は、代理申請を行う**トラック事業者が保有する事業用車両数の範囲内**に限る



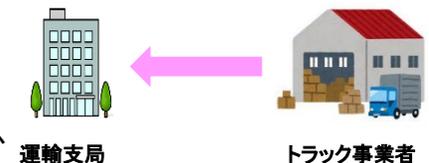
④ トラック事業者の責務

代理申請を行う**トラック事業者は、有償運送実施者に対して、法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等を実施しなければならない**



⑤ 運送実績の報告

・前年の運送実績を報告書として提出
・当該報告書の提出がされるまでは、翌年の許可は行わない



⑥ 許可の欠格事由

前年に、有償運送時に悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合、年間90日を超えて有償運送を実施した場合などは、翌年の許可は行わない



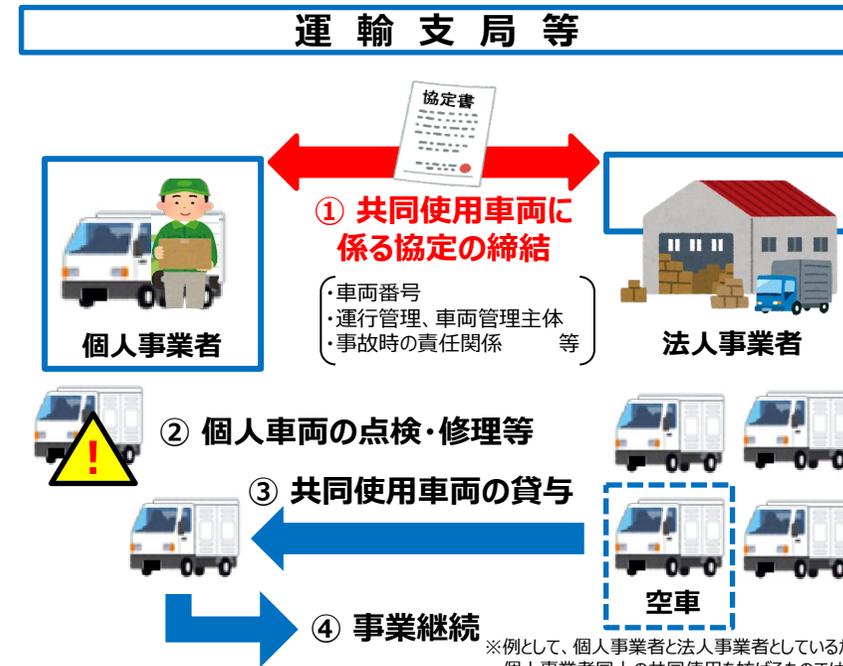
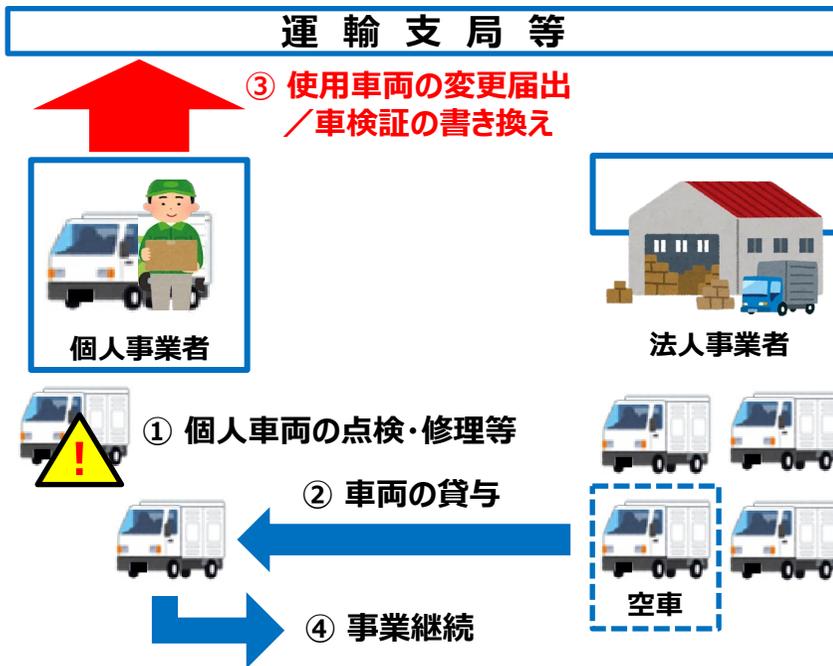
現在実施中の実証事業の結果を踏まえ、③についてさらに活用しやすいルールとすべく、見直しを検討中

概要

- 貨物軽自動車運送事業者は、**事業用車両を1両しか保有しない個人事業主が多くを占める**ため、点検・修理等に要する時間や費用を抑え、**必要な安全対策が講じられないおそれがある**。
- 貨物軽自動車運送事業者が**安全を確保した上で、事業を継続**できるよう、関係者間で**事前に協定を締結**することを前提として、運輸支局へ使用車両の変更届出等を行うことなく、**他の事業者が保有する事業用車両を共同で使用**できるよう措置。

改正前

改正後



※例として、個人事業者と法人事業者としているが、個人事業者同士の共同使用を妨げるものではない。

代替輸送手段を見つけることが困難な特殊な運送需要に対応するため、本措置の見直しを検討中

- 近年のEC市場の拡大により物流の小口・多頻度化が急激に進行し、宅配便等の取扱件数も増加する中、**2024年10月の宅配の再配達率は10.2%**であり、「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく**再配達率の半減（12%→6%）の実現**に向けては、**社会全体への多様な受取方法の普及・浸透や宅配サービスの在り方の変革**などが不可欠。
 - また、物流の「2024年問題」に伴い、**トラックドライバーの担い手不足が顕在化し、人口減少の進展等により今後も深刻化**することが見込まれる中、これまでのサービス水準を維持していくためには、都市部・地方部を問わずに、物流負荷を軽減するための**地域における配送等の共同分担**やドローン等の**新たな輸送手段の活用**などの更なる取組も求められる。
 - これらの前提として、**物流サービスの持続可能な提供**に向けて、**地方自治体に今後期待される役割**の検討も重要。
- ➡ 有識者、配送・小売・EC事業者、自治体、業界団体等からなる「**ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会**」を設置
(令和7年6月)

考えられる今後の取組の方向性（イメージ）

物流サービスの持続可能な提供に向けて地方自治体に今後期待される役割

- **地域住民のQOLの維持・向上**の観点から、社会インフラである**物流サービスの持続可能な提供**に向けて、**地方自治体に今後期待される役割**を検討。

多様な受取方法の更なる普及・浸透 や宅配サービスの在り方の変革

- 置き配などの**多様な受取方法の社会全体への普及・浸透**や、対面での受渡しを前提とした**宅配サービスの在り方の変革**などに向けた方策を検討。



置き配を活用しよう



確実に受け取る
日時・場所を指定しよう



街中の「宅配ロッカー」を
活用しよう

地域における配送等の共同分担

- **過疎地域**等において、輸送サービス水準の維持と宅配事業者の負担軽減を図るための**共同配送**、**貨客混載**等の取組を推進。

【宮崎県西米良村の取組事例（共同配送等）】



3社の宅配便をまとめて配送

新たな輸送手段の活用

- 離島や山間部等における**ドローン配送**や、**自動配送ロボット**を活用した持続的な配送サービスの社会実装に向けた取組を推進。



ドローン配送



自動配送ロボット

■ 今後の検討スケジュール（予定）

令和7年

6月26日 第1回検討会

本検討会の開催趣旨とラストマイル配送の現状・課題の提示
関係部局からの取組内容の紹介

7月25日 第2回検討会

関係業界等からヒアリング①

8月以降 第3回検討会

関係業界等からのヒアリング②

これまでの議論等を踏まえた論点整理

9月下旬 第4回検討会

本検討会の取りまとめ案の提示

秋頃 本検討会の取りまとめ



年度内 次期「総合物流施策大綱」に反映

■ 有識者検討会の構成員（◎：座長）

青柳 由香	法政大学 法学部法律学科 教授
首藤 若菜	立教大学 経済学部 教授
月野美帆子	読売新聞東京本社 デザイン部 部長
◎ 矢野 裕児	流通経済大学 流通情報学部 教授
梅屋 智紀	ヤマト運輸（株）執行役員 兼 政策企画室長
河合 秀治	セイノーラストワンマイル（株）代表取締役社長（全国新スマート物流推進協議会 理事）
佐藤 諒平	佐川急便（株）事業開発部 部長
佐々木威知	（株）セコマ 執行役員渉外部 部長
橋 佳紀	日本郵便（株）執行役員
田路 圭輔	（株）エアロネクスト代表取締役CEO（全国新スマート物流推進協議会 理事）
松本 隆一	（株）CBcloud 代表取締役CEO
見村 圭美	全日本食品（株）執行役員 IT・マーケティング本部 副本部長
佐藤 創一	楽天グループ（株） 渉外統括部 ヴァイスディレクター
原 祐介	アマゾンジャパン（合） ジャパンオペレーション ディレクター
畠山 寛希	LINE ヤフー（株） 政策企画本部長
黒木 竜二	宮崎県 西米良村役場 村長
竹中 貢	北海道 上士幌町役場 町長（全国新スマート物流推進協議会 会長）
舩木 直美	山梨県 小菅村役場 村長（全国新スマート物流推進協議会 副会長）
石津 直樹	（一社）日本フランチャイズチェーン協会
梶原 健司	（公社）日本通信販売協会 会長
金子 貴史	（公社）全日本トラック協会 役員待遇企画部 部長
富士原和彦	（一社）不動産協会 事務局長代理
羽二塚礼知	（一社）マンション管理業協会 業務・法制委員会委員

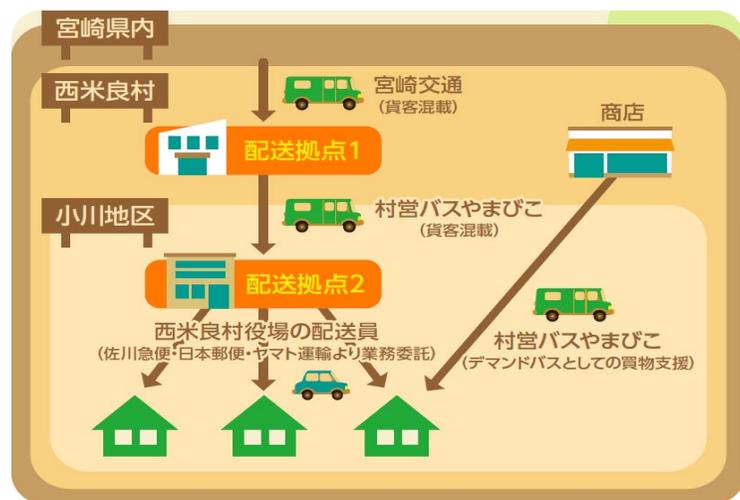
※物流関係の関係省庁・部局もオブザーバーとして参加。

- 同検討会において、過疎地域等における共同輸配送や新たな輸送手段の活用事例が紹介されている。
- いずれの事例も、**自治体が主導的な役割**を果たしつつ、**中立的な立場から複数の運送事業者等を巻き込み、多様な運送手段を組み合わせる**など、地域事情を踏まえた持続可能な課題解決を目指している。

宮崎県西米良村

- 宮崎県西米良村では、**村営バスによる貨客混載運送**と組み合わせて、宅配事業者から業務委託を受けた**村役場の配送員(貨物軽自動車運送事業者)**による各住戸への**配送サービス**を展開。

<共同配送の全体イメージ>



西米良村小川地区



村営バスやまびこ



3社の宅配便をまとめて配送

出典：各事業者ウェブサイト、上記検討会資料等に基づき国土交通省作成

山梨県小菅村・丹波山村

- 山梨県小菅村・丹波山村では、**輸送エリアに応じてトラックとドローンを使い分ける配送サービスを実装**するとともに、他地域の**複数のドローンを遠隔で同時運航するための拠点**を整備。

<ドローン配送の実施イメージ>

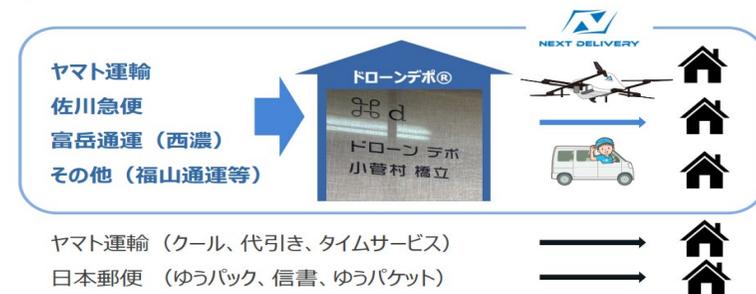


荷物の集約拠点（ドローンデポ）を設置し、村内12地点（全8地区のうち7地区）にドローン離着陸地点を設置



共同配送×ドローン配送のイメージ

現在の小菅村・丹波山村の物流網



ヤマト運輸（クール、代引き、タイムサービス）

日本郵便（ゆうパック、信書、ゆうパケット）

出典：各事業者ウェブサイト、上記検討会資料等に基づき国土交通省作成

- **荷主と軽貨物等の個人事業主をつなぎ、各地におけるラストマイル配送の円滑化に貢献するビジネスを展開する企業からも取組みを紹介。**



(出典) 第2回ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会資料(CBcloud株式会社様)より抜粋

- **トラック運送業界団体からは、以下のような発言がなされている。**
 - ・「今後、**安易に自家用自動車に有償運送を行わせるとの方向に進むべきではない。**」
 - ・「プロの事業者が地域配送のみで採算が取れないケースについては、**自治体が、兼業先を提供・斡旋する仕組み**等があってもよいのではないかと。」

ご提案については、本検討会における今後の議論も踏まえ、地域の特殊事情、自治体の関与のあり方、他の運送事業者のビジネス機会、競争環境の公平性、輸送安全の確保等の観点も含め、引き続き検討